

## ふれあいフェスタで啓発活動 ～アンケートから見える消費行動～

9月30日(土)、10月1日(日)、ふれあいフェスタが開催され、環境コーナーの消費者啓発活動では、消費生活に関するクイズやアンケートを行いました。「消費者」としてどのような意識を持っているか、製品の安全性についてのクイズや、消費者トラブルについて意識調査を行いました。中学生ボランティアが元気に呼びかけし、たくさんの方にアンケートにご協力いただきました。

### 【アンケートより】

国民生活センター（消費者庁）では、消費者相談事例をもとに、同じようなトラブルが起きないように被害防止を呼びかけ注意喚起しています。来場者に、どのようなトラブルを知っているか聞いてみると、①還付金詐欺、②アダルトサイトでの架空請求トラブル、③通信販売における商品未着トラブルの順でした。

また、実際にトラブルに遭ったり、遭いそうになったと回答した順位も、これらのトラブルでした。

商品の購入（売買契約）の際には、しっかり内容を確認して買わないと、問題が発生した時、その対応によっては、うまく解決できる場合とできない場合があります。購入する商品はもちろん、価格、購入するお店の情報（住所や連絡先）、購入時の取引条件など、確認することはたくさんあります。しっかり確認し、納得してから購入（契約）するという意識が大切ではないかと思います。

### 【かしこく責任ある消費者をめざそう】

こういった、トラブルに遭遇してからでは取り返しのつかない事もあります。輪之内町では、小中学校で、消費者教育授業に取り組んでいます。若い世代から正しい知識を得ることで、一人一人が「自立」し、社会や環境のことも考えて「行動」できるよう、かしこい消費者を目指しています。「生活の中で必ず役立つ内容を楽しく学ぶ」をモットーに実践しています。

商品やサービスの選択で困ったり、契約のトラブルになった場合は、県や輪之内町の相談窓口をぜひご利用ください。



消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP: 050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン <sup>いやや</sup> ☎188